

山陰海岸ジオパーク写真コンクール入賞作品利用規程

(目的)

第1条 この規程は、山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）が主催する山陰海岸ジオパーク写真コンクール（以下「コンクール」という。）の入賞作品のデジタル画像データの利用方法について定めるものである。

(写真データ提供の趣旨)

第2条 推進協議会は、山陰海岸ジオパークの魅力を広く内外に周知するために、推進協議会のホームページ内に入賞作品のデジタル画像データをダウンロードにより提供するサイト（以下「写真ライブラリー」という。）を開設する。

2 写真ライブラリーを通じて入賞作品の提供を希望する者（以下「利用者」という。）は、第4条各号の規定を守ること、入賞作品のデジタル画像データを写真ライブラリーからダウンロードし、雑誌、パンフレット、ポスター、はがき、名刺、パソコン壁紙等に自由に利用できる。

(使用料及び使用期限)

第3条 入賞作品の使用料は無料とする。

- 2 提供した入賞作品の使用期限は定めない。
- 3 この規程に特段の定めのない限り、事前の使用申請及び使用後の報告等は要しない。

(利用者の義務)

第4条 利用者は、入賞作品のデジタル画像データの利用に当たり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 過度の画像処理や画質低下を招く拡大など、当初の作品の持つイメージを変えるような加工を施してはならない。ただし、印刷機の性能の問題で色を調整する等のやむを得ないと認められる場合は除く。

(2) 入賞作品のデジタル画像データを商品パッケージ等に印刷したり、入賞作品そのものを商品として販売する（例：入賞作品を絵葉書やポスター等にして土産物屋で販売）など、入賞作品を営利目的で写真を使用する場合（旅行ツアー商品に係るパンフレット、チラシ、新聞広告等は除く）は、事前に推進協議会に申し出ること。この場合、使用を認めないことがある。また使用承認の条件として完成品のサンプルの提供を課すことがある。

(3) 入賞作品のデジタル画像データを使用して、次に掲げる行為をしてはならない。

- ア 第三者又は推進協議会に不利益又は損害を与える行為
- イ 第三者又は推進協議会の名誉又は信用を毀損する行為
- ウ 公序良俗に反する行為
- エ 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく行為
- オ 法律、法令又は条例に違反する行為
- カ その他、推進協議会が不適切と判断する行為

(免責事項)

第5条 入賞作品のデジタル画像データの使用は利用者の責任で行うこととし、その使用により損害又は不利益が生じたとしても、推進協議会は、その損害又は不利益について、一切責任を負わない。

2 入賞作品の写真被写体としての人物、物品、場所等に関する肖像権、商標権、著作権、特許権、利用権等の権利の処理が必要な場合は利用者が行うものとし、推進協議会は、これらの諸権利に起因する紛争等について一切責任を負わない。

3 推進協議会は、写真ライブラリーの画像データ及びプログラムに関して如何なる保証やサポートを行わない。

4 推進協議会は、写真ライブラリーのサービスの停止、欠陥又はそれらが原因となり発生した損失や損害について、一切責任を負わない。

5 推進協議会は、写真ライブラリーにリンクが設定されている他のサイトの利用によって生じた損害について、一切責任を負わない。

(入賞作品の削除)

第6条 推進協議会は、入賞作品に関して次の各号に掲げる事項を確認したとき、写真ライブラリーから当該入賞作品を削除することができる。

(1) 被写体の利害関係者等から申し出があったとき。

(2) その他、写真ライブラリー掲載写真として不適當であると判断したとき。

(その他)

第7条 この規程にない事項で必要な事項は、推進協議会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年2月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月13日から施行する。